

次に牧野草の種子及び牧野樹林の種苗の供給でございますが、これにつきましては現在のところ国の牧場内に予算を計上して、確かに全国で四箇所ばかり經營せられておるのであります。そこで優良な牧野草の種子、種苗の供給を今日まで実はそういう施設でやつておるのであります。今後におきましては、更に予算の許す限りこの施設を拡充して、そうして各地の要望に十分応え得るようにやつて参りたい、かような計画をいたしておるのであります。

か、勿論他の法令のそゝした前例を十分参考に見ますことは勿論のことではあります、が、それと同時に、命する規定の実質を考えまして、これに対する違反を一方においては罰則によつて、これを何と申しますか、防止する効果、それを罰則の額の決定に十分採り入れなければならんといふような考え方で、そうした或いは多くの場合、三万円の罰金に何らかの体刑が併せて規定してあるのが前例であるかと思はりますのでありますけれども、この場合第九條でございまして、「都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者に対しても、草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に関しとるべき措置を指示することができる。」この指示に違反した場合の罰金でございまして、これに對して特に体刑を規定するのは、聊かこの規定自体の本質から見て、更にその他の法令の規定等の擁護上において、体刑まで規定することは聊か酷ではないかというようなことで、罰金刑のみ規定した事情でございます。

りまして、そういうよくな関係もありますので、こうした指示に違反するという場合も恐らく殆んどないであろう。というようなことを考慮して、これに對しては過料の規定をいたさなかつたのであります。

それから実はこれは最初に申上げましたように、罰則の權衡を得させるといふことが非常にむずかしい、而も重要な問題でありますまして、二條のその他の規定との權衡上、或いはこれに対する過料を規定することがむしろ適当ではないかという考え方もあつたのでありますけれども、一方において私は科す必要な最小限度にこの罰則の規定を持つて行きたいというよくなことから、むしろあらゆる指示の過料を実は科することを止めたかつたという氣持で参りましたして、ただ二十七條に書いてあります十一條二項の規定、十三條一項の規定、これらに對しましては、むしろできましたならば、この過料の規定を削除したいという氣持でありますけれども、これらは例えは保護牧野の用途の廢止の届出等の規定でございまして、これらにつきましては、行政秩序の關係からこれを止むに止まれず過料を課した。これに對する罰則を削除いたしましたのでは、折角の保護牧野の用途廃止の規定が、何と申しますか、いい加減に扱われるということになりますことは、事の性質が、御指摘になりました諸規定と比べまして、聊か性質がそこに違うのではないか、こういうような見地から、むしろ特に必要なもののみに二十七條では過料の規定を規定した、こういうふうに一つ御了解を願いたいと思います。

牧野組合が解散いたしましたならば、その後には牧野事業は如何なる団体にやらせるお考であるか。そのやらせる団体が予定されておつたならばお伺いしたいと思うのであります。

○**政府委員(山根東明君)** 実情によつて牧野の經營をやります団体は、一概に申上げることはできんと思のであります。が、私共が予想いたしておりまする今後における牧野の団体としましては、牧野に関する農業協同組合、こういうものが大部分を占めることになるのじやないかと、かように考えております。

○**藤野繁雄君** 参考資料の予算措置の昭和二十五年度既定予算、牧野改良に必要な経費、これによつて見ますすると、二十四年度の約一割に減少しておるのあります。こういふうに急激な減少をしたのは、何か理由があると思うのでありますが、十分の一に減少するに至つた理由の御説明を願いたいと思うのであります。

○**政府委員(山根東明君)** 実はお話のように飼料対策費としましては、前年度と本年度予算を比較しますと、約十分の一程度になつておりますが、これは前年度予算は、実は前年度当初におきまして、国で牧野を直接經營いたしたもののが相当あつたのでござります。これはその成立ちの元から申しますと、主として強健なる軍馬を育成するというような趣旨から、國が直営の牧野を東北、北海道に数個所經營しておつたのでありますが、今日その必要がなくなりましたので、確か昨年の六月限り、國の放牧地の直営を廃止したのであります。その経費が、本年度はそ

いろいろ関係で計上されておりませんので、この区分の下における金額は減つておるのであります、それを除きますとして、牧野改良に必要な経費はここにありますように、総額三百八十一万六千六百円、主として中央の職員の諸経費、地方に対する補助金、これは前年度と大した異動なしに計上いたしております。

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて

○藤野繁雄君　この法律案の質問の中
　　牧野法案について外に御質疑がな
　　ければ、家畜改良増殖法案について御
　　質疑をお願いします。

でも或いは重複する点があるかも知れませんけれども、この点御了承をお願いいたします。家畜繁殖五ヶ年計画と家畜羽数表を対照して見ますと、いずれも二十四年度で五ヶ年計画は突破しているよう見受けられるのであります。若し五ヶ年計画をすでに二四年度で突破しておるといたしましたならば、将来的の計画はどうされるのであるか、これを伺いたいと申うのであります。

計画の実績はお手許に資料としていつかの機会に差上げたと出うのであります
ですが、幸いに一口に申しますと、比較的順調に進んでおります。併しお話の
よう、すべての家畜が最終年次の目標を突破いたしてはいないのであります
して、家畜によりまして非常に進歩状況のよし悪しがあるのであります。例えて申しますと、牛などは非常に順調に進んでおりますが、馬に参りますと、二十四年度の計画にも尙到達していないと、現状が計画に下廻つておるというような事情があるのであります。これは併しながらこの今までいいのかと、このままにして置くのかといふお話をであります。が、その点になりますと、この前の委員会でも私からもよつとお答えいたしたと思つておりますが、實は計画を立てました當時と今日では、いろいろな事情が、卑近な例を探つて目

ましても、飼料の事情一つ探つて見
しても、当時飼料の統制が或る程度
続くという前提を以てあの計画が立成
られておつたのであります。が、御承
のように、四月一日から飼料の事情が
統制を廢止されるような事情になつ
ております。その他いろいろな条件が
近変つて参つておりますので、この
新しい条件の下に、更に過去一年の実
績をこれを検討いたしまして、そろい
点から五ヶ年計画をもう一度見直す
要があるというふうに私共は考えて
るのであります。改訂新計画とい
うようなものとして、できるだけ近い
来において新しくこの計画を見直し
参りたいというふうな考え方で今日
つております。

○政府委員(山根東明君) 特に最近家畜の価格が暴落した実状は御指摘通りであります。これに対しましては私共も藤野委員の御心配になつております心配をいたしておるわけであります。折角順調に進んで参つた畜産熟がこのためにここで挫折するようなことがあります。心配をいたしておるわけではありません。これに対してどういう施策を考えるかという点でござりますが、実際は私共も家畜の暴落の実状を早速私共の係りを現地等に派遣いたしまして実際に実状の把握を先ずいたのであります。それによつて勿論具体的な対策も早速立てなければならんのでありますけれども、いろいろこの根本的な原因は非常にむづかしい点にあるようでありまして、一つには一般の経済界のそきした浪の煽りをくつたといふことが大きなまあ原因をなしておるわけでありまして、このためにはそきした面からの問題も根本的に解決を要する問題であるわけであります。私共の今まで見地からだけこれを申して見ますと、実は遺憾ながら私共自身も今日まで増産にのみその主力を注ぎまして、これの消費面と申しますか、流通面と申しますが、そういう面につきまして殆んど根本的な考をいたすことに実はなつていなかつたのが実状であるのであります。私共としましては、私共の今後の施策の一つの重点をそきした面にあります。若しそういうふうなことであつたならば、畜産奨励上由しき問題が発生すると考えておるのではあります。家畜暴落に対する政府の対策を承りたいと思うのであります。

これは切換えて行く必要を痛感いたしましたのであります。そのためには、乳、肉、卵等の生産物の消費の宣伝と、言いますか、消費面における強力なる一つ施策を樹立して参りたいというようなことで、実は具体的に金額なり、あるいは計画なりが、今日尚具体化はいたしておりませんけれども、そういう方法を以て、これは経費が必要でありますれば、新しく予算の計上等によりまして、そうした面に今後力を注ぐことによつて折角今日高揚しております畜産熟が挫折することのないようになります。しかし気持だけは持つて、折角各種の調査を取りまとめておるのが現状でござります。

うな御質疑がありまして、私からもお答えしたように記憶しておりますが、実必要があればそういうふうに参りたいということで、実は爾來各県の実情の調査、或いは県に対する照会等を取りまとめて今日おるのであります。実は県によりまして実情が必ずしも一致していないようでありますと、現状のように全く自由放任することの方が望ましいというような回答をよこしておる県も、どちらかといえば相当多いのであります。私共もこの前の国会の御意見もありましたので、何とか結論を出したいたしまして、それによって市場の運営を規正して行くことが、最も望ましい結論であるというふうな結論にまでは実はまだ到達していませんのであります。ただこの度の価格の暴落と関連いたしまして、将来市場をどういうふうに持つて行くかというごとににつきましては、尙更に今後におきましても研究を続けて、正しい結論を出すことにして参りたいとかようになります。考えております。

最近植えておるのであります、実はこれにつきましては、私共も日本の農業の実態から見まして、中小家畜に今後相当力を入れて行くことが必要であるというふうに考えておるのであります。このように植えて参つております。そして、このように植えて参つております。す実情は私共としては非常に喜んでおります。将来とも農家の山羊につきましては副業として、綿羊につきましてはこれから更に衣料資源の自給というような狙いを以ちまして、綿羊、山羊の増殖には将来とも力を尽して参りたいというふうに考えております。

畜産局のすべての予算が直接、間接に畜産の改良、増殖に関連を持つておるにあります種畜法施行に要する経費は、ここにあります種畜法施行に要する経費のみに止まらないであります。ただことも言えるわけであります。ただこ畜の検査をやりますための経費でありまして、本省から種畜検査に出かけます者の旅費、或いは国が従来施行いたしておりました種畜検査を府県に委託するための経費でございまして、これは従来とても実は不足勝ちであつたのでありますけれども、今回更に減りました理由につきましては、実はこの前この委員会でも御指摘がありましてお答えいたしましたのですが、国の経費が非常に圧縮を必要とするような実情でありますので、出かけて行きます検査の日程を或る程度短縮し、更に班の構成人員も、従来の人員に比べまして、構成人員を減らすということをさせざるを得なかつた。そうして或る程度節約しまして、日数も人員も減らしまして、仕事を能率的にすることによつて従来通りの仕事をやつて行きたいというようなことから、この費用はそういう意味合から國の財政上の都合によつて、これは縮減を儀儀なくされたという事情にあるわけであります。

員設置費というのを組んでおられるのあります、が、この職員設置費の内容はどういうふうになつておるのか、お尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員(山根東明君) 実はこの予算の人工授精施設の一百六十ヶ所でござりますが、これはすでにこの国会で御可決を願いました家畜保健衛生所法案に基きまして、今日まで全国で百八十ヶ所の保健所が設置されておるのであります。

〔委員長退席、理事羽生三七君委員長席に着く〕

新たに本年度追加されました八十ヶ所、合計二百六十ヶ所の保健所が設置される予定になつておるのでありますて、人工授精施設も原則としてはそれに併置するというふうな実は考え方をいたして、計画といたしましては二百六十ヶ所を予算上計上いたしたような関係になつております。

○藤野繁雄君 最近四年間家畜屠殺及び肉量、これを調査して見ますと、成牛が減少して犢が増加しております。成牛が減少し犢が増加したこの理由はどこにあるか、お尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員(山根東明君) 従来の屠殺の趨勢から見まして、最近成牛はむしろ減つておるけれども、犢は非常に殖えておる、こういう現象をお話のように示しておるのは事実であります。これはどういう理由かということにつきましては、大概には申せないと思うのであります、一つには価格の関係が一つには最近犢を屠殺した方が価格の点で有利だというような、価格関係がありまして、最近犢を屠殺した方が価格の点で有利だというような、価格関係がありましたが、一つには価格の関係があつて、最近犢を屠殺した方が価格の点で有利だというような、価格関係がありましたが、一つには実はこれ

は或る程度農家の金詰りを反映いたしまして、後牛の補充がなか／＼困難でありますような関係上、古い老廃牛を抱えて、これの更新をしたくても実はなかなか／＼できない、いわばそこでふる詰りの形になつておるという現象を、これは先程問題になりました最近にかかる價格の暴落やはりそういう現象に影響されておるということを実は考えられると思うのであります。最近なか／＼後牛の補充の関係で、本来であればこれを更新すべきものが、なかなかいつまでも老廃牛を抱えてふんせりの状態でおるというような事情を聞いておりますので、ここに現れましたこうした数字の趨勢も、若干そういう現象を反映いたしておるのではないかと、いうふうに見られる節もあるうかと考えるのであります。

まして、こうした趨勢を取つておるものと想うのであります。と同時に、今後自由になつたわけではあります、何と申しましても、価格の問題が、バターリーにしましても、チーズにしましても、今日の価格では、なか／＼増産しても、それが一般消費者の口にはなかなか入らないような価格であるのが現状であるのであります。今後バター、チーズが増産されますためには、価格の面を現在よりもと安い、もつと消費し得る価格の面にまで、これを、生産費を引下げるといきうことに問題が残つておるのであります。少くとも過去におけるこうした数字の趨勢は、最初私からお話しましたように、統制をこの間におきましては、そうした線に副つて、統制を国が続けて参つたといふことが、こうした数字の現れであります一番大きな原因であろうといふうに考えます。

月近くの時日を経過いたしておるのであります。幸いに今日飼料の需給面における非常な混乱が、実はまだ私共の耳に入つてないのです。たゞ従来価格等も、統制価格があつたのであります。これが外すといふ、実は方針を取つて手続中であるのであります。それを見込みまして、若干生産業者、飼料の生産業者等において、価格が外されると見越し、売惜みをするというような事情が、例えて申しますならば、「ふすま」等においては見られるのであります。そのため「ふすま」の入手が今日ではなく、困難であるというような点で、或る程度家畜の使用者に不便をかけておる点は、これはあるようであります。が、これも価格が近く決定すれば一方においては時期的にも青草が芽生えて来る時期でもありますし、飼料の需給は私共の見通しとしては混乱を生ずることはなかろうと、いうふうな見方をいたしておるのであります。

それから公団におけるいろいろな不正事件が問題になつておるのであります。そして、飼料公団においてそういう問題がないかどうかということでありまして、公団の事件を取り上げて記事にいたしましたのであります。あの記事は実際は記事自体といたしましては、何と申しますか、余り間違つてない記事が、あつたと私共は読んでおるのであります。只今当局の手で実情を調査されておつたのであります。あの記事は実際は結論はその上でないと申上げかねるのでありますけれども、私共が今日まで知つておりますあの問題に関する実

情は、先程申しましたように、新聞に
出ておるところと余り違ないのであ
ります。

「理事羽生三七君退席、委員長着
席」

一口に申しますと、飼料配給公團の
職員が悪質なるまあブローカーと申し
ますか、そういう者に騙され、公團
の貴重な預金を詐取されたというのが
大筋のようになつておるのであります
て、その間に公團の職員が情を知つて
これと共謀したという事実は只今まで
のところ、実はないといふうに私共
は承知しております。大筋は
そうでありますけれども、あれ程のこ
とが行われるということになります
と、その間それに騙された側における、
騙されたことに於する責任の問題、更
に当初は騙されたということから發足
いたしましても、行く／＼事件が進み
ます中に、或る程度情を知つてこれに
加担したというようなことがあつたか
どうか、又その間に増收賄等の汚職事
件が全然なかつたかどうかということ
につきましては、これは私共も実は十
分調査した上でないと申上げかねます
けれども、実はどうであらうかといふ
程度の気持は持つておるのであります
て、只今関係の筋でも調査いたしてお
りますし、私共の方でも公團当局につ
ての正しい結論も出るかと思うのであ
りますが、現在におきましては只今申
上げましたような事情で、その間に他
の公團等で大きく問題になつております
ような職員の不正ということが、今
日までのところでは介在いたしておる
といふような結論は実は出でていないの
でございます。

○藤野繁雄君 次は牧野との関係であります。が、同一牧場に牝牡と一緒にやるということであつたならば、そこに自然交配ができる、畜産改良上支障があると思うのであります。牧場に放牧する場合に牝牡の関係は或る制限が与えられるかどうか、その点をお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(山根東明君) その点は実は無制限に牝牡を同時に放牧すれば、自然交配等によつて弊害が生ずることはお話のようにあるのでありますので、実はさせたくないつもりでおるのであります。ですが、家畜を飼うもの自身恐らく十分承知している問題であります。て、そういう弊害が生ずるようなことは、家畜使用者自身の側において十分これは慎むと言いますか、そういうこととのないように当然する問題であろうかと思うのであります。同時に牧野はまあ年中これに放牧するということを勿論でありますけれども、大体においてそいう発情時期等においては、牝牡の混牧がこれは行われないのが実情であります。お話をよくなつても、実際問題としては私共が特にこれを禁止する、或いは統制するというようなことを、そいう措置を探らなくてよいのじやないか、といふに申上げてよいのじやないか、かように考えており

る者」これは誰ですか、お尋ねしたいの
であります。
○政府委員(山根東明君) 例えは家畜
登録協会でありますとか、或いは農業
団体等を指定いたしたいと考えてゐる
のであります。特に、この規定はお
読みになつても分りますよう、講習
会の開催地帯として農林大臣が指定す
るわけでありますので、講習会の開催
地帯として適当なものでありますそれ
ば、これを農林大臣が指定したいとい
うふうに考えております。
○藤野繁雄君 次は第十七條第二項第
三号です。一番しまいに「罰金以上の
刑に処せられた」こうなつておるので
あります。が、一旦罰金以上の刑に処せ
られたものは永久にできないのである
かどうか、この点お伺いしたいと思う
のであります。
○政府委員(山根東明君) 罰金以上の
刑に処せられましたものは、この法律
が現存する限り免許を与えることができ
きない、というふうになると思います。
○藤野繁雄君 罰金刑以上の刑に処せ
られたところのものも特赦の方法を從
来はあつたのであります。併し罰金刑
に処せられたいろいろな原因を調査し
て見ますと、悪意でないところのもの
のも多々あるのであります。それにも
拘らず永久にこういうような制限を与
えるということは、余りにも行き過ぎ
じやないかと考えるのであります。
○政府委員(山根東明君) 法律の規定
としましては、これに、何と申します
か、第三号に関する限りは、只今申し
ましたように、罰金以上の刑に処せら
れた者となつておりますので、この

法律を改めない限り、取扱を緩和するわけには参らないのです。左の各号の一に該当する者には、前條の免許を与えないことができる」というこの條文で、その点は緩和される関係になりますので、これは私の説明も、まあそういうことを申しますと若干矛盾するような感じもいたしますけれども、御質問の御懸念の点は二項の本文で解決できるんじゃないかというふうに読んで頂きたいと思います。

○藤野繁雄君 次は第十九條第二項です。「業務の停止を命ずることができること」こう書いてあるのです。が、命ずることができるのであって、命じなくて済まないのじやないか、疑義の点があるからお尋ねしたいと思います。

○政府委員(山根東明君) 命ずることができるのであります、都道府県の知事が、命ずることを適当と認めます場合には命ずる、命ずることが情状によつて不適当であるというふうに考えます場合には、命じないことも当然あります。り得ると、いうふうに考えます。

○藤野繁雄君 二十六條の第二項です。「使用の停止を命ずることができる」と書いてあるが、命ずるだけやなくて、この場合においては命じなくともできないのじやないか、こう考えますが、この点伺いたい。

○政府委員(山根東明君) 二十六條の二項に「使用の停止を命ずることができる」と書きましたのは、ここに規定してあります内容に該当いたします場合に、これは先の規定と同様、こうした事態が生ずるに至ります情状がそれぞれ違う場合があることが予想され

所に過ぎないといつたような状況でございます。この八ヶ所の競馬だけでは、いわゆる馬主とか、調教師とか、騎手とか、その他競馬関係者の経済的負担が極めて重過ぎるということを我々は承つておるのでござります。これらの経済的負担を軽減いたしまして、一層競馬の健全な発達寄与いたしたい、かように考えておるのでございました。

ついての討論採決に入りたいと思いま
すが、その前に委員長から一応御説明を申上げて置きたいことがありますので、それを先に申上げます。

お手許に牧野法案中修正案、家畜改
良増殖法案中修正案が行つてあると申
いますが、これについて御説明を申上
げて置きます。

この二つの修正案は、四月十三日の委員会におきまして御出席になつておられました委員の方々全部の御賛同の下に、この修正案を作りまして、そろして、関係方面にOKを求めておつたのであります。先週OKが参りましたて、特に牧野法案は出して一時間程度で直ちにOKが参つたようなことでございましたが、十三日の委員会に御出席になつておられたかたの委員の方もいると思ひますから、この際簡単にこの修正案の説明だけ申上げて置きます。この修正案は施行期日を修正するのであります。法案を御覽頂きますと、原案では「この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定めること」、こういふうに附則の第一項に規定されておるのであります。この法案は御承知のように地方公共団体のためまする牧野管理規程に関する規定で、これが第二章として規定されておりまして、第三章に保護牧野に関する規定があるのであります。この保護牧野につきましては、第九條で御覧頂きますればお分りのよう、牧野の改良のために、又国土保善のために、都道府県知事が必要な指示をいたしました都道府県知事が必要な指示をいたすことができるようになつております。次に十

しました場合に、その実施によつて通常生ずべき損失に対しましては國が補償をする。その補償は補償金の総額が國会の議決を経た予算の範囲内において、「これをいたす、こういう規定があるわけであります。そこで先程も藤野委員から御質疑が重ねてありましたように、この十四條における予算といふものは、現在の昭和二十五年度予算是、には計上されておらないのであります。普通の場合でありますと、予算が計上されておらないから、従つて指示命令も予算が計上せられるまでは遠慮する、差控えるというような手段が採用される、こういうようなことはないのです。現在植物防疫法では種馬鈴薯の検査につきましては、予算が計上されることは國において種馬鈴薯の検査を行しない、こういうようなことも先般の植物防疫法の審議の際に、政府との交渉の結果そういうような結論が出たが、これがいつまでに実行する予算は現在計上されておらないといふ旨の声明があつたわけであります、この場合は指示をする主体と、それを補償する主体とが違つております。即ち都道府県等に政府からもそういう趣旨の指示があつたわけであります。而もその補償する予算は現在計上されておらないといふ旨の指示が指示をしたものに対し、第三知事が指示をしたのである國が補償する。而もその補償する予算は現在計上されておらないといふ旨の指示をした上で、法文の前記から申しても非常にその間に齟齬を来たすのである。しかし、補償を受けられなくて指示だけを受ける、こういう場合も法律の規定の上においては想定されまするので、従つてこういふな不完全な規定そのままではどうも危ない。そこで予算が成立して、そういうよろづや指揮をして通じ常生ずべき損失に対しては補償し得るといふ裏打ちができるのを待つて、この法律を施行した方がよくなきか、

こういう意味でこの第三章の保護牧野に関する規定は、昭和二十六年四月一日まで施行を延ばして、その他の規定は原案通り公布の日から九十日以内の範囲内で政令の定むるところによつて、これを実施する。こういう趣旨であります。勿論先程の政府委員の御答でも、できるだけ早い機会にこれらが必要の予算も確保したい、こういう趣旨でありますとして、従つてこの二十六年四月一日からというふうに修正いたしますした趣旨は、次の通常国会で必要な予算が計上せられ、その結果その予算で成立を待つて四月一日から施行しようと、こういう趣旨であります。政府側の御努力により、或いは開催せられるかとも思いますが、臨時国会等でこれに関する予算が計上されるといふことであれば、その国会においてこの昭和二十六年四月一日からというのを改正して、もつと早く施行してもよからう、こういう考で、一応現在通常国会における予算の成立を待つて明年四月から施行する、こういうようにいたしたいと考えて修正案を作つて参つたのであります。十三日の委員会に御出席になつておられたなかつた委員の方には御参考までに申上げて置きます。

圈内で手数料を徴収する、こういふことになつておるのであります。ところがこれも御承知のように、この家畜改良増殖法は從来の種畜法を包摂いたしまして、即ち吸收しておるのであります。が、從来の種畜法におきましては、本法で規定しておりますと同じように、種畜に供するものについては國の強制検査を実施することにいたしておりましたが、その検査手数料というものは無料であります。これは種畜に強制検査を施行する以上、これに手数料を課すということは、延いて種付け代を高くし、又牛馬その他の価格にも影響し、最後には農耕者にも影響を及ぼすことになりますから、手数料を免除しておられます。その代りに、検査に必要な予算は、これも先程藤野委員から御質疑があつたのでお聞き取りのようになります。予算に計上されておるのも、その必要な予算はすと、本年の検査、即ち家畜改良増殖法が成立いたして、強制検査を國がいたすという場合にも、その必要な予算は昭和二十五年度予算に計上されておるのであります。そこで検査に関する費用については、勿論十分とは言えないと存りますけれども、予算に計上せられておる。ところがこういうふうに種畜法を改めて家畜改良増殖法と大きく名を語つて積極的に改良増殖をやろうといふ際に、從来無手数料であつたものが、この法律ができるとたんに、題名と逆行したよに手数料が徴収されると、うことは不合理ではないか、そこで検査手数料に関するものについて、この表から落す、即ち從来通り無手数料で行くべきである、こういう趣旨からいたしまして、お手許に配付してありますような修正案ができたの

であります。即ち「第三十六条第一項の表中第一号及び第二号の部を削り、同表中第三号を第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。」それから第二項に検査のことがありますが、今申上げますように、検査手数料をなくするわけでありますから、「同條第二項中『農林大臣の行う検査を受けようとする者及び』を削る」こういう趣旨であります。

こういうような修正案で進みたいと考えておるのであります。一応この機会に御報告を兼ね御説明申上げて置きます。

これより討論採決に入ります。最初に牧野法案を議題にいたします。

○羽生三七君 この法律の趣旨に関して、格別反対するものではありませんが、只今委員長から御報告がありました通り、修正部分について考えて見ますに、これは本法律案の中心をなすものでありまして、保護牧野の規定が予算的処置がないために、修正いたしましたとして、予算的処置のできるまで本法の施行を延期するというこの修正案について明かであるがごとく、本法律案の一番重要な点がその処置を誤つておつたということは誠に遺憾であります。

併しそうかと言つて、保護牧野の荒廃いう本法の趣旨そのものに反対する理由はありませんので、賛成はいたしましたが、特に留意しなければならない点は、農地関係法規との問題であります。立法上農地関係法とこの牧野法とに、直接の抵触するがごとき関連はないとは思いますが、運営の上におきましては、十分この点御留意を願わなければならんと思うのであります。

○委員長（補見義男君） 総員起立あります。

〔総員起立〕

1 この法律中第三章の規定は、昭和二十六年四月一日から、その他の規定は、この法律公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この修正案に御賛成の方の起立を求めます。

○委員長（補見義男君） 総員起立であ

ります。例えは造林臨時措置法案におきましても、第九條第七項におきましては、都道府県農業委員会等の代表が聽聞に参加して意見述べることがであります。

○委員長（補見義男君） 総員起立、よ

ります。

次に只今の修正個所を除く原案全部を問題にいたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○委員長（補見義男君） 総員起立、よ

ります。

○羽生三七君 この法律案については、第一條の罰則規定におきまして、これは妥当を欠く嫌いがありますから、これも本日修正といふようなことは諸般の情勢上困難だと思いませんので、適切なる対策を考慮する必要があるとうことを考へるわけであります。

更に、先程藤野議員から指摘されま

した第二十六條の罰則規定におきま

すから、これも本日修正といふような

ことは諸般の情勢上困難だと思いませんので、適切な機会に修正すべきである

といふことを考慮し、以上の二点を希望條件といつしまして、本法律案に養

殖法案を議題にいたします。討論に

入ります。

○岡村文四郎君 家畜改良増殖法案

は、法案の名称は大変立派であり、こ

うなくやらなんらんという名称であります

が、内容は誠に貧弱であります。人

工授精をするということが殆どの眼

目で、見るべきものはないのであります

が、本員の主張いたしますことは種

畜の検査方法であります。現在のよ

うなことでは完全な増殖を得てそれに

よつて増殖することは非常に不可能でありますから、でき得る限り早い機会に血統と能力を主にした尤も優秀なも

のでなければ合格しないようなことになりますのでなければいかんと思うのでありますから、できる限り早い機会に血統と能力を主にした尤も優秀なも

のでなければ合格しないようなことになりますのでなければいかんと思うのでありますから、できる限り早い機会に血統と能力を主にした尤も優秀なも

のでなければ合格しないようなことになりますのでなければいかんと思うのでありますから、できる限り早い機会に血統と能力を主にした尤も優秀なも

【委員起立】

○委員長(補見義男君) 総員起立。

次に修正箇所を除く原案の残余の部分について、原案通り賛成の方の御起立を求めます。

【委員起立】

○委員長(補見義男君) 総員起立、よつて家畜改良繁殖法案は全会一致をして修正議決することに決定いたしました。例により順次御署名願います。

【多數意見者署名】

池田 恒雄 藤野 繁雄

岡村文四郎 加賀 操

徳川 宗敬 岡田 宗司

鈴木 順一 柴田 政次

羽生 三七 北村 一男

○藤野繁雄君 第九條第五項によつて

見まするというと、公示という字を使つてあるのであります。資料によつて

見まするというと公報という字を使つてあるのであります。公示と公報とこ

こに使い分けられた関係を御説明願い

たいと思うのであります。

○説明員(奥原日出男君) これはやは

り法律の規定に従いまして資料におき

ましても公示という表現をすることが

適当であろうかと存するのであります。

○要しまするに、政府のいろいろの

行政上の措置で一応決定いたしました

ものを一般に知らせるところいうふう

な場合においては、公報という言葉を

使う方が適当であろうと思うのであり

ますが、この場合におきまするよう

に、単なる手続上の関係から行われま

すことを、一般に広く知らせるとい

ふうなものにつきましては、公示とい

う言葉を使つた方が適当であろうと思

います。

○藤野繁雄君 第八條第一項であります

が、浩林臨時措置法中命令事項の第

二の二によつて見ますると「十日間同

項の公告の写を」こう書いてあるので

まして、若し残された御質疑がござい

ますればこの際やつて頂きます。質疑

終了後討論、採決に入りたいと思いま

す。

○藤野繁雄君 第八條第一項であります

が、浩林臨時措置法中命令事項の第

二の二によつて見ますると「十日間同

項の公告の写を」こう書いてあるので

まして、若し残された御質疑がござい

ますればこの際やつて頂きます。質疑

終了後討論、採決に入りたいと思いま

す。

○藤野繁雄君 第八條第一項であります

が、浩林臨時措置法中命令事項の第

二の二によつて見ますると「十日間同

項の公告の写を」こう書いてあるので

まして、若し残された御質疑がござい

ますればこの際やつて頂きます。質疑

終了後討論、採決に入りたいと思いま

す。

○藤野繁雄君 第十一條の第二項で

す。これの終いの方に損失の補償とい

う文字が使つてあるのであります

が、その補償は誰がするのであるか。

○説明員(奥原日出男君) 都道府県が損失の補償をいたします。

○藤野繁雄君 そうすると、その損失

の補償の見積りは都道府県知事がやつ

て補償するのであるかどうか、お尋ねいたい

と思います。

○説明員(奥原日出男君) 只今お話の

通り都道府県知事におきまして損失額

を認定してこれを補償する次第であります。但し前回の委員会におきまして申上げましたように、諮問機関とし

ての制度化された浩林審議会といふ

うものは一応法律の上から削除いた

しましたのですが実際の運用に當

ります。要しますは、行政の專斷に陥ることの

ないように関係団体、或いは識者との

間の十分な連絡を取つてやりたいとか

よう指導いたしました

ります。要しますは、行政の專斷に陥ることの

ないよう衆智を集めまして、そして

又関係の団体等の代表者をも十分意見

を聽き得るような組織を別個に指導し

て作つて行きたいとかように存じてお

ります。

○説明員(奥原日出男君) この法律は、

民有林に関しまして、すでに前年度に

おきました五五年編成を完了し、又昭和二十六年末においては全部民有林についての編成を完了いたしました施業案

に従いまして、ここで掲げてあります

ように植栽の方法による森林の造成を

適当とする、そういうふうな林地につ

いてのみこの法律を適用いたします

考であります。竹林についてこれをこ

の法律で取上げなかつた理由は、この

法律によりまする推進が、結局本来は

本権者の浩林熱を推進するといふ狙い

でありますけれども、その浩林者が権

利行使しない場合においては、第三

法律の上から一応姿を消したのであり

ますけれども、実際の運用に当りまし

ては、決して行政の専斷に陥ることの

ないよう衆智を集めまして、そして

又関係の団体等の代表者をも十分意見

を聽き得るような組織を別個に指導し

て作つて行きたいとかように存じてお

ります。

○説明員(奥原日出男君) これは第二條を読んで

お尋ねしたいと思うのであります。

○説明員(奥原日出男君) 都道府県知

事が認定いたすのであります。ただ

植栽の成績が不良で成林の見込がある

かないかということは、これはむしろ

技術的実際の結果に基きまする批判

から客観的に出て来ております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかように考えております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかのように考えております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかのように考えております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかのように考えております。

○説明員(奥原日出男君) この法律は、

民有林に関しまして、すでに前年度に

おきました五五年編成を完了し、又昭和二十六年末においては全部民有林についての編成を完了いたしました施業案

に従いまして、ここで掲げてあります

ように植栽の方法による森林の造成を

適当とする、そういうふうな林地につ

いてのみこの法律を適用いたします

考であります。竹林についてこれをこ

の法律で取上げなかつた理由は、この

法律によりまする推進が、結局本来は

本権者の浩林熱を推進するといふ狙い

でありますけれども、その浩林者が権

利行使しない場合においては、第三

法律の上から一応姿を消したのであり

ます。要しますは、行政の専斷に陥ることの

ないよう衆智を集めまして、そして

又関係の団体等の代表者をも十分意見

を聽き得るような組織を別個に指導し

て作つて行きたいとかように存じてお

ります。

○説明員(奥原日出男君) これは第二條を読んで

お尋ねしたいと思うのであります。

○説明員(奥原日出男君) 都道府県知

事が認定いたすのであります。ただ

植栽の成績が不良で成林の見込がある

かないかということは、これはむしろ

技術的実際の結果に基きまする批判

から客観的に出て来ております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかのように考えております。

○説明員(奥原日出男君) この法律は、

民有林に関しまして、すでに前年度に

おきました五五年編成を完了し、又昭和二十六年末においては全部民有林についての編成を完了いたしました施業案

に従いまして、ここで掲げてあります

ように植栽の方法による森林の造成を

適当とする、そういうふうな林地につ

いてのみこの法律を適用いたします

考であります。竹林についてこれをこ

の法律で取上げなかつた理由は、この

法律によりまする推進が、結局本来は

本権者の浩林熱を推進するといふ狙い

でありますけれども、その浩林者が権

利行使しない場合においては、第三

法律の上から一応姿を消したのであり

ます。要しますは、行政の専斷に陥ることの

ないよう衆智を集めまして、そして

又関係の団体等の代表者をも十分意見

を聽き得るような組織を別個に指導し

て作つて行きたいとかように存じてお

ります。

○説明員(奥原日出男君) これは第二條を読んで

お尋ねしたいと思うのであります。

○説明員(奥原日出男君) 都道府県知

事が認定いたすのであります。ただ

植栽の成績が不良で成林の見込がある

かないかということは、これはむしろ

技術的実際の結果に基きまする批判

から客観的に出て来ております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかのように考えております。

○説明員(奥原日出男君) この法律は、

民有林に関しまして、すでに前年度に

おきました五五年編成を完了し、又昭和二十六年末においては全部民有林についての編成を完了いたしました施業案

に従いまして、ここで掲げてあります

ように植栽の方法による森林の造成を

適当とする、そういうふうな林地につ

いてのみこの法律を適用いたします

考であります。竹林についてこれをこ

の法律で取上げなかつた理由は、この

法律によりまする推進が、結局本来は

本権者の浩林熱を推進するといふ狙い

でありますけれども、その浩林者が権

利行使しない場合においては、第三

法律の上から一応姿を消したのであり

ます。要しますは、行政の専斷に陥ることの

ないよう衆智を集めまして、そして

又関係の団体等の代表者をも十分意見

を聽き得るような組織を別個に指導し

て作つて行きたいとかように存じてお

ります。

○説明員(奥原日出男君) これは第二條を読んで

お尋ねしたいと思うのであります。

○説明員(奥原日出男君) 都道府県知

事が認定いたすのであります。ただ

植栽の成績が不良で成林の見込がある

かないかということは、これはむしろ

技術的実際の結果に基きまする批判

から客観的に出て来ております。

○説明員(奥原日出男君) 不良で成林の見込がな

いといふことはその森林を見た場合に、

を判定して、おのずから結論が出て来

るとかのように考えております。

らお答え申上げた通りであります。この法律は要しまするのに、植栽を完了するというところまでを規定する法律であります。爾後におきまする森林の育成及び伐採等の規制の問題に関しては、これは森林法によつてこれを規律して行く。こういうふうな考え方であります。ただこの法律によりまして植林いたします者が、趣旨いたしましては植栽につきましても施業案の規定に従いますと共に、その後の経営についても、施業案によつて行かなければならぬといつて一つの精神的な訓示をこの際示して置くことが適當であるといふうな関係方面的の意向もありまして、二十二條の規定を挿入いたしました。次第であります。併しながらこれは只今申上げましたが、併しながらこれは只今申上げましたような一つの訓示規定であります。併して罰則を以てこれを強制する者は持つております。

○柴田政次君 只今のお話ではよく分りますけれども、この施業案によつて、五ヶ年計画後の維持管理といふもの

○北村一男君 この参考資料の三枚目

○委員長(楠見義男君) 大体質疑も終了したように思いますが、これより討議に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) 御異議ないよ

○説明員(奥原日出男君) 施業案に対しまして法的な拘束力をどの程度持たしめるべきかということに關しましては、恐らくこの次の臨時国会で御審議

頗ることに相成ると思つております。森林法の改正におきまして、從來の施業案をやや範囲を拡張いたしまして、それを現実にどの程度の拘束力を持たせるかということについて、目下研究をいたしております。我

は飽くまでも罰則を振り廻して、それによつて林木の所有者を拘束する、こういふうな簡単な考へ方は取りたらないと存じておるのであります。我

は飽くまでもこれに対する金融的な裏打ちその他経済的いろいろな施策と併行いたして、その施策の許容し得る範囲において施業案に法的な拘束力を持たせる、こうしたことになると考へておるのであります。

二十二條は先程も申上げましたように、これは要しまするのに、爾後の育成、伐採等の森林管理がやはり施業案に従わなければならないのだ、こういふうな精神をここに謳つだけの規定であります。そういう意味で御了承願いたいと存するのであります。

○北村一男君 この参考資料の三枚目の造林計画に基く所要苗木数というの

○委員長(楠見義男君) 大体質疑も終了したように思いますが、これより討議に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) 御異議ないよ

○説明員(奥原日出男君) 施業案に対しまして法的な拘束力をどの程度持たしめるべきかということに關しましては、恐らくこの次の臨時国会で御審議

につきましては、昭和二十一年度から法律の補助をいたしまして、幸い最近に至りまして所要の苗木を得る段階になりました。又造林事業

に参ったのであります。又造林事業の増大に伴いまして、苗木も事業として漸く引合うようになつて参りましたために、本年度よりその補助金を取止めることになつたのであります。然るににも苗木養成事業と申しまするものは、三年くらい立ちませんと役に立たないのであります。苗木商に安心をいたしまして苗木養成に当らせるこということが我々として最も重大に考えなければならんと存じまして、その点御指摘の通りなであります。然るに私共いたしましては、不足県と生産県と緊密な連絡を取らせまして、でき得ますれば苗木商に予約を以て養成をさせるというような途を急速に講じておられます。

尚融資の点でありまするが、只今約五百萬円程度の融資を農林中金から受けおるのでありますけれども、将来更にこの枠を増大いたしまして、融資の面でも不安のないように、又需要先の不安のないようになつたして参りまして、苗木の増産を図りたい、かように考えております。

我が国の森林の荒廃状態は甚だしく、災害の頻発は毎年その被害を増大しつつあり、国民経済全般に及ぼす影響は甚大であるのであります。即ち治山治水事業の拡充強化の問題は、今日より強く痛感される事はないのであ

ります。又これと目的を一つにする施業調整の問題、森林の開発促進の問題等、一連の林業施策が併行して取上げられることが喫緊の要請であります。

更に諸税負担の重圧が一般大衆の林業経営意欲を減退せしめ、殊に木材価格の低調下落に対する不安があります。

その傾向を助長している事実に鑑みますと、或いは所得税におけるよ

うに特別の取扱いを富裕税及び地方税にも適用する必要があるのであります。

○藤野義雄君 積年の造林未済地を五ヶ年間に急速に植栽し、森林資源の

培養と国土保養に資せんとする本法律案にはその趣旨において賛成するものであります。

併し山林所有者が植えられなかつた林地、又植栽の意思も持たない林地に地上権を設定して、希望者に植栽せしめる非常手段が果して実現し得るか否かについては、その第一條第三項に規定する「補助金の交付、資金の融通、苗木の確保、その他の施策の実行」が直接受けることになります。然るに認識すべきであるのであります。

それは現在のよろくな未曾有の変動的なインフレ經濟の下では、長期資金は勿論、それによらなければならない事業の經營は私企業としては甚しく困難であるといふことが我々として最も重大に考えなければならんと存じまして、その点御指摘の通りなであります。然るに

二十五年度一般造林補助費とし

て、林野当局は四十二億余円を以て合計三十九万町歩の造林を完了する予定であります。然るに

閣議では約半額の十九億円弱を削減され、造林五ヶ年計画を承認して置きながら、計画を甚だしく変更することは妥当でないであります。特に本法制定の上はかかる措置は許されぬところありますから、補正予算を以て補充し、計画が完遂されるように努力を必要とするのであります。

次に造林資金について述べて見ますと、造林不振の原因が資金の枯渇にあることに着眼して、その措置を取りつ

つあるのは林野行政の大進展であり、當局の努力を多とするところであります。併し対日援助見返資金による融通

は、先日西村安本政務次官の言によれば、やや確実性を認められるとしま

ても、その額は所要の十億に遠く及ばず。併し対日援助見返資金による融通

返さないように重ねて注意をする次第であります。

次に苗木の確保及び優良苗木の養成についてであります。樹苗の生産が過去三ヶ年間に順調に進展して、略々所要量を充足し得るに至つたのは約二割の補助金があつたからであることを忘れてはならないのであります。幸いに所期の目的が達せられるようになつた現在において、これを打切るのはやや専早の感があるのであります。即ち本格的な自己の採算による生産條件が備わるまで、更に一、二ヶ年継続せらるべきであると想うであります。

ここで問題になるのは品質の低下である。

植栽後十年近くの歳月を経なければ、良否の判別を下し得ない樹苗の特異性は、やもすれば粗品の販売をする弊に陥り易く、これがために蒙る被害は金銭のみの計算では済まない点に留意する必要があるのであります。併し樹苗の良否は養苗技術の問題よりもその種子にある点に留意して適切な措置が望まれるのであります。国において採取した種子を無償配布する措置及び樹苗の計画生産、配布等、業者が安んじて業を営み得るように措置する必要があるのであります。

次は林業関係税制の問題であります。林業関係の諸公租、公課の負担は過重であり、且つその体系は甚だ雑然としていて、今次税制の改正で形態は整理されるようであるが、専その負担は必ずしも軽減される傾向は見受けられないであります。現行法による負担の例を示して見ますといふと、山林所有者が負担する杉一石当たりの公租公課は百八円で、立木価格平均二百円と見れば、その五割乃至六割に該当しま

す。素材生産業者が負担するものは平均石当り六十二円であります。都市の卸小売業者の負担するものは約百三十円であります。以上の合計金額三百六円は、平均の立木価格二百円に対し六倍に相当するのであります。

逆に申上げますならば、若しも諸税負担がなかつたならば立木の価格は五百六十円まで引上げることができる

といふ結論になるのであります。収益率の低い林業に一般並みの富裕税を賦課することは中大林業の經營を否定す

る結果となる。又具体的には富裕税の税率の最高三%は資産の利廻を八乃至一五%と想定したものであるから、林業經營の利廻の三%乃至五%の場合には更に低率の賦課が認めらるべきである

のであります。換言すれば、林木の価値生長率が年に三%の場合には、富裕税を三%負担すれば林業經營の目的が達せられない結果に陥る。更に所得税との合計においては、価値收得よりも二割乃至三割も多額な負担となつて經營は成立ないのであります。米国における年々五%の財産税は、山林の早期伐採を誘発し、造林を減退せしめた事実において甚だしく不評判であります。先人の輸を踏まぬ対策が必要であると信ずるのであります。

次に水利地盤税の賦課に際しては、

往年の反別割のごとき観念による課税は行わないよう措置することが必要であります。山林の造成による受益者は、山林所有者よりも一般住民であるとの理論すら成立つのであります。

取引高税を廃止したのに拘らず木材引取税を存置する理由はないのであり

ます。凡そ林業課税は甚だ過重である。

従つてやもすれば經營意欲を喪失し

て荒廃への途へ追込む結果が生れ勝ちであるであります。従つて全般的に再検討を要する問題ではあるが、特にこれら三税目については早急に解決をする必要があると信ずるのであります。

○委員長(楠見義男君) 外に御発言もなければこれより採決をいたします。

造林臨時措置法案について、衆議院送付原案通り賛成の方の御起立をお願いします。

〔委員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立、よ

つて本案は原案通り可決することに決

定いたしました。

尚本日御採決を頂きました三つの法

案の本会議における委員長報告は例によつて委員長にお委せ頂きます。それから多數意見者の御署名を逐次お願いいたします。

〔農林事務官(齊馬部長) 奥原日出男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 井上網雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡田宗司君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡田宗司君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 綱雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岸田政次君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 柴田順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 北村一男君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 羽生三七君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 鈴木順一君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 藤野繁雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 加賀操君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 德川宗敬君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 池田恒雄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 岡村文四郎君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 江崎眞澄君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 坂本實君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 山根東明君〕

〔農林事務官(齊馬部長) 横川信夫君〕

獲得し、日本經濟再建上重要な使命を有しているが、戰前戰後を通じて諸種の惡條件に禍され、業界は未賃有の危機に陥つてゐる。しかるに養糞業の振興を図るために、繭糞の公正なる取引を公開することおよび適切なる相場の公示が先決要件であるから、交通が便利で關係機関にも恵まれており、かつて全國唯一の乾糞取引所所在地としていまなお技術者が多数健在してい等最適の條件にある豊橋市に繭糞取引所を設置せられたいとの請願。

第一九八四号 昭和二十五年四月七日受理

国有林野払下げに関する請願

紹介議員 山内卓郎君

請願者 愛知県南設楽郡長篠村長 丸山彰外五十名

愛知県南設楽郡長篠村所在の百二十九町歩余の国有林は、古来より關係部落民の自家用薪および自給肥料の原料として下草採取の権利を認められ、生計上密接不離の縁故を持つていてあるが、明治四年廢藩置縣の際に御料林に編入せられ、以来八十年間立入一切を禁止されたため、地元民は經濟的に衰微の一途をたどつて今日に至つてゐる。最近伝えられるところによると國の方針が国有林払下げの機運にあることであるが、この機会に地元民多年の念願である該国有林を村に有林とし下さいといとの請願。

第二〇〇八号 昭和二十五年四月八日受理

東北地域農業試験場完成に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上順平

紹介議員 川村松助君

国有林野払下げに関する請願

紹介議員 原虎一君

労働基準行政職員の業務は、平均一箇月二十日間以上各種事業現場を歩き廻つて、労働基準行政の完遂に努めているのであるから、業務の特殊性と責任の重大を考慮して、労働基準行政職員に労務加配米を支給せられたいとの請願。

第二〇〇八号 昭和二十五年四月八日受理

労働基準行政職員に労務加配米支給の請願

第三九七号 昭和二十五年四月十一日受理

労働基準行政職員に労務加配米支給の請願

第三九七号 昭和二十五年四月十一日受理

労働基準行政職員に労務加配米支給の請願

第三九七号 昭和二十五年四月十一日受理

労働基準行政職員に労務加配米支給の請願

今般東北地方の各種國立試験研究機關を整理統合して、東北地域農業試験場の設立するものであるが、このたために計上された本年度予算は極めて少く、到底施設を完備することができないから、全国的に極めて低位にある東北農業の向上発展を図るために、東北地域農業試験場の完備に關し、必要な処置を探られたいとの請願。

第二〇〇八号 昭和二十五年四月八日受理

北海道産大豆の取扱に関する請願

北海道産大豆は、油脂原料として重要物資であるが、近くこの統制に當つていた油糧配給公團が廃止されると、その取扱に各種の支障を生ずるから、工業用資源としての重要性にかんがみ、引き続き政府において統括処理する必要がある。しかるに北海道実業株式会社は、本物資の処理に永年の経験と豊富な資力を持つてゐるから、公團廃止後の北海道産大豆の取扱については同社を活用せられたいとの請願。

第二〇〇八号 昭和二十五年四月八日受理

北海道産大豆は、油脂原料として重要物資であるが、近づこの統制に當つていた油糧配給公團が廃止されると、その取扱に各種の支障を生ずるから、工業用資源としての重要性にかんがみ、引き続き政府において統括処理する必要がある。しかるに北海道実業株式会社は、本物資の処理に永年の経験と豊富な資力を持つてゐるから、公團廃止後の北海道産大豆の取扱については同社を活用せられたいとの請願。

昭和二十五年五月十六日印刷

昭和二十五年五月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所